

## 政令第二百号

道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律（令和五年法律第四十三号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「第四項の」を「第五項の」に改める。

### 附 則

この政令は、公布の日から施行する。

## 理由

道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要があるからである。